

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成29年度)

要請事項	回 答	担当部局
1. 労働者福祉運動・事業の連携・支援について		
(1) 一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)は、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて相談・啓発活動等を行っています。多様化している社会環境のもとで課題は複雑化しており、解決の糸口を見つけていくために相談・啓発活動をより深く、より広く、行っていく必要があると考えています。つきましては、ワークライフバランスの推進など鳥取県労福協が行う労働者自主福祉運動の事業に、更なる連携と支援・協力をお願いしたい。	一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会に対しては、鳥取県労働者福祉協議会補助金を交付している。労働者スポーツ祭典や勤労者美術展など労働者福祉の増進に資する事業に対して支援をしており、来年度も引き続き当初予算の中で対応を検討している。「THE社会人」の作成についても財政的支援を継続しており、平成29年度も県教育委員会高等学校課と連携して「THE社会人基礎編」を県内の高校3年生に配布した。「THE社会人」は企業の新入社員研修でも活用していただき、若者の早期離職防止に向けた取組をしている。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)
(2) 厳しい経済状況や労働における規制緩和が進み雇用環境は大きく変化し、労使関係にも影響を及ぼしています。鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託していますが、労使間トラブルの相談は年々増加している状況です。今年度で3年間の委託契約は終了いたしますがこれまでの経験は大きな財産となっています。今後、相談の増加、内容の多様化が予想される中での「みなくる」事業を継続することは不可欠なものと考えます。あらためてプロポーザルへの応募を行います。受託した折には一層の機能強化に向けた連携をお願いしたい。	一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会に委託している中小企業労働相談所「みなくる」については、平成20年4月に委託を始めてから適正に運営をしていただいている。平成23年から事業所を公募する形をとっており、平成30年度からの3か年の委託についても公募する予定。受託先には適正な運営をしていただくよう県としても連携を図っていきたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)
(3) 2012年に国連は「国際協同組合年」を機に、「協同組合は経済・社会の発展への人々の参加を最大限に促し、経済・社会の発展の主要素である」として協同組合の育成・促進を求めています。日本政府のSDGs実施指針でも、連携するステークホルダーの一つとして協同組合が挙げられています。今後、多くの協同組合団体をパートナーとして様々な場面で活用することは流れとして重要な事項と思われます。持続可能な地域づくりのために、行政と非営利・協同組織の関係をコスト削減や下請け型の業務委託としてではなく、目的や基準(公正労働)を明確にしたパートナーシップに基づく協働の関係として、地域福祉の向上と住民自治の促進を図る目的で政策、制度の充実を進めていただきたい。	持続可能な開発目標SDGsの17の目標には、「働きがいも経済成長も」や、「住み続けられるまちづくりを」などが掲げられている。その内容は、すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進したり、都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にすることとなっている。働きやすい、働きがいのある職場環境に改善するため、県では、県内企業を対象とした働き方改革などに取り組んでいるところ。また、NPO等との協働・連携についての確に事業を行うこととなっており、労福協が開催しているイベントへの共催などは行っているが、構成組織・団体が行う労働セミナーなどについても、今後協力したい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)
(4) 障害者が技術や知識を身に付ける就労事業所が廃業する動きが全国で顕著になっています。経営悪化が原因であると思われますが「障害ビジネス」として補助金目当ての事業所もあると言われていました。就労事業所を解雇になった人々の再就職は厳しい状況にあると窺われます。鳥取県において、このような事象が起きないために就労事業所への検証・指導を進めていただきたい。	平成29年4月1日に、国の省令改正に基づき就労継続支援A型事業所に係る県の運営基準を改正し、利用者への賃金を事業収益から支払うため、十分に収益の上げられる生産活動を行うよう指導している。 また、県では事業所に対して、融資への利子補助や新商品開発のための経費の補助を行うとともに、中小企業診断士やフードコンサルタントといった専門家を派遣するなど、経営安定のための支援についても行っているところであり、今後もこのような取組を継続的にを行い、事業所の経営基盤の強化等を図っていく。	・福祉保健部(障がい福祉課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成29年度)

要請事項	回 答	担当部局
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について		
(1)改正貸金業法に定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する懇談会でも指摘されました。また、自己破産申立件数が前年より増加してきた背景もこの問題にあると指摘されています。多重債務の防止に向けて、従来の多重債務の防止活動はもとより新たな原因によって多重債務が発生していることを多くの県民に知らせること、特に若年層への注意喚起をあらためて進めていただきたい。	消費生活センターには様々な原因により多重債務に陥る消費者からの相談が寄せられているが、20歳前後の若者をはじめ、広く一般県民に対し様々な消費者問題について学習する機会を提供するために、県内の大学等と連携して「くらしの経済・法律講座」を開催し、「カジノ法案成立とギャンブル依存を考える」「人生設計とお金」などの講座で多重債務の問題についても取り上げている。また、鳥取県金融広報委員会や教育委員会等と連携し、社会人になる前の高校生や大学生等を対象にした金融トラブル等の消費者問題に関する知識を習得できる講座を開催している。 今後も、上記事業に加え、県政だより、新聞等を活用し広く県民に注意喚起を行っていく。	・生活環境部(消費生活センター)
(2)鳥取県労福協を含む多くの団体で、大学・専門学校・高校に対して出前教育として「消費者講座」、「社会人前講座」が実施されていますが、就職や進学後のアルバイト等で金銭トラブル、労働トラブルに巻き込まれている状況は残念ながら依然とし見受けられます。 鳥取県では、幼児期から高齢期まで各ライフステージでの消費者教育を進めて一定の成果は出ているものと推測しますが、残念ながら高齢者が多額の被害を受けた詐欺事件が県内でも発生しています。消費者教育においての地域・行政・学校などのネットワークを更に綿密な連携のものとして、金銭トラブル防止の取り組みを進めていただきたい。被害は被害者・家族だけの問題ではなく、県をはじめ地域の大きな問題と認識することが必要と考えます。	県立高校では消費者教育等について、公民科や家庭科の授業のほか、総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用し、主に2、3年生を対象として司法書士会、社会保険労務士会等の外部講師により、消費者講座や働くときの基礎知識等について学習している。引き続き、消費者教育等の充実に努めていく。 県内すべての私立高校において、公民科、家庭科等の教科での消費者教育や消費者トラブル、契約、持続可能な社会のための消費活動についての講演会等を実施することにより金銭トラブル防止の取組を行っている。 消費者教育については、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」をもとに関連性・継続性・発展性を持って体系的に推進している。 また、総合的に消費者問題の知識習得を図ることができるよう、とっとり消費者大学公開講座の実施や、啓発用パンフレットを作成する他、県政だより、新聞等を活用し広く県民に情報提供を行うとともに、各地域での地域サロンにおける高齢者対象の出前講座等も実施しているところであり、引き続き県民に対する注意喚起を行っていく。	・地域振興部(教育・学術振興課) ・生活環境部(消費生活センター) ・教育委員会(高等学校課)
3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化に関する要請について		
(1)奨学金問題についてはこの数年、全国の労福協をはじめとする多くの団体から制度の改正を国に要請を行ってきました。若者の貧困が問題視され、初めて給付型奨学金が実現したことは運動の成果であると思います。しかし、対象者や金額はあまりに少なく、今後更に拡充を求めていかなければなりません。法案の付帯決議にも見直し・改善等が必要であると盛り込まれ、課題をたくさん含んでいると認めていることに他なりません。 鳥取県としても有利子から無利子へ、貸与から給付への流れを加速させ、更には学費を含む教育費負担の軽減に向けて前向きな姿勢で検討していただきたい。 県内就業者の増加、地元志向の若者拡大に繋がり雇用環境の好転につながるものと考えます。	高等教育に係る負担軽減については、平成29年度7月と12月に給付型奨学金や無利子奨学金の拡充等について国に要望したところであり、平成30年度の政府予算案においてそれらの拡充が示されている。 教育費負担の軽減については、国において引き続き検討が進められているところであるため、その動向を注視しながら対応する。 また、本県においても鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を拡充しつつ県内へのIJUターンの拡大に努めている。	・教育委員会(人権教育課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成29年度)

要請事項	回 答	担当部局
(2) 日本における食品ロスは年間632万トンとのデータがあり、これは世界全体の食料援助量(約400万トン)よりも多くなっています。食べられるにも関わらず捨てられる食料を有効に活用することは日本にとっても重要な課題と言えます。このような課題に挑んでいくために、鳥取県においても「フードバンク」の設立や活動団体への支援を進めていくことで、県内の生活困窮状態にある人々、「こども食堂」への支援も拡大するものと考えます。 設立に向けての検討、活動団体との支援・連携を進めていただくとともに、コンソーシアム方式によってできるだけ多くの企業・団体に対しての呼び掛けを行っていただきたい。	食品ロスは、可燃ごみの約2割を占めており、廃棄物の減量の観点からその削減は大きな課題と認識している。 食品ロスの削減に向け、これまで家庭や事業所に対する意識啓発を行ってきたほか、平成29年度には、流通過程で発生する余剰食品の有効利用の可能性を探るため、食品流通業者とフードバンクや子ども食堂等の食料支援活動を行う団体等による意見交換会の開催などの取組を進めてきたところ。 平成30年度は、食品流通業者や食料支援活動を行う団体、消費者団体及び行政による協議会を立ち上げ、今年度の意見交換で明らかになった課題(受入体制の構築、需要と供給のミスマッチ等)も踏まえ、流通過程で発生する余剰食品等の有効活用に向けた具体策を検討することとしている。 その中で可能な限り多くの企業・団体の協力を得て、食品ロス削減の取組を進めていきたいと考えている。	・福祉保健部(福祉保健課) ・生活環境部(循環型社会推進課)
(3) 「子ども食堂」を開設する団体が増え、県内では7月末現在19個所で「子ども食堂」が開催されていると報道されました。「子ども食堂」は貧困や孤食の子どもだけではなく、社会的孤立の大人も含め「つながりを得られる場所」と捉えることが重要です。鳥取県は、基盤が脆弱であるため「ネットワークの推進を図りながら支援員を配置する」との施策を出されていますが、行政・学校そして実施団体だけではなく、地域がセーフティネットとして役割を果たすべく「社会的家族機能」といえる「子ども食堂」の運営・開設において、各自治体に対して積極的な関与をしていくように指導いただきたい。	こども食堂等の居場所づくりについては、「とっとり子ども未来サポートネットワーク」への活動支援の他、平成28年度から市町村とともに実施している「子どもの居場所づくり」推進モデル事業において、行政・学校等の地域の関係機関と連携した子どもの居場所の推進に取り組んでおり、実施市町村が増えてきているところ。 こども食堂は、多世代交流・地域の交流拠点としても機能しているところであり、今後も、市町村との情報交換や連絡会議、研修会等を通じて推進を図りたいと考えている。	・福祉保健部(福祉保健課)
4. 暮らしの安心・安全の確保について		
(1) 食品廃棄・ロスを削減し食品として有効に活用する観点で、フードバンクを「新しい公共」の担い手として位置づけ、フードバンク活動に関して調査、研究を進めていただき、暮らしの安心・安全の確保に向けての効果・意義等の検証で、前向きな対応をお願いしたい。	フードバンク活動は、県内では市町村社会福祉協議会などで取り組まれており、生活困窮者等に対する公的な支援がなされるまでの緊急的な食料支援として重要な役割を担っているものと認識している。 食品ロス削減の観点からは、平成30年度に、食品流通業者や食料支援活動を行う団体、消費者団体及び行政による協議会を立ち上げ、流通過程で発生する余剰食品を食料支援活動で有効活用するなどの具体策を検討することとしている。	・福祉保健部(福祉保健課) ・生活環境部(循環型社会推進課)

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成29年度)

要請事項	回 答	担当部局
5. 大規模災害等での対策と支援、再生について (1) 鳥取県中部地震が起きて1年を経過しましたが、住宅被害でのブルーシートは少なくなり、おおよそ復旧ができたと思われます。しかし被災者の生活が完全に安定したとは言えません。情報提供や相談の体制を自治体と連携して更に進めていただきたい。 また、集中豪雨によって九州、東北ですさまじい被害を受けましたが、鳥取県においても起こりうる大規模災害等に備えて、地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな総合相談体制の構築と整備を徹底していただきたい。	平成29年4月1日に「中部地震復興本部事務局」を中部総合事務所に設置し、生活再建支援をはじめとする復興の取組を市町と連携を図りながら展開するとともに、中部地震総合支援相談窓口、中部地震住宅修繕支援センターなど4つの窓口を開設し、相談対応や情報提供を行っているところ。引き続き市町や関係機関と連携し、復興を進めていくこととする。 本県は、鳥取県士業団体連絡協議会(鳥取県司法書士会、鳥取県社会保険労務士会、中国税理士会鳥取県支部連合会、公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会、鳥取県弁護士会、鳥取県土地家屋調査士会、一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県行政書士会の8士業で構成)と協定を締結しており、大規模災害が発生した場合の県民からの相談業務を行うこととしている。 また、総務省鳥取行政監視行政相談センターが県内の関係機関に呼びかけ、自然災害が発生した場合に、被災者等からの各種相談、問い合わせ等にワンストップで応じるための総合的な相談窓口を設置するよう申合せを締結している。 先の鳥取県中部地震においては、この協定及び申合せにより関係機関が連携し、初めて無料合同相談会を計3回実施し、計95件の相談に対応した。 今後、本県で大規模災害等が発生した場合、この協定及び申合せにより、被災者に対してきめ細かな総合相談業務を行っていくこととする。	・中部地震復興本部事務局 ・元気づくり総本部(県民課)
(2) 災害時の避難所に指定されている公立学校等で、断水でも使えるトイレや停電時の電力確保が大切なことです。熊本地震の経験によって調査がされましたが全国で50%しか整備されていないと公表されました。鳥取県においてはトイレ対策で20%・電気確保で13%と全国でも下位にあるとの結果でした。災害時の避難場所として多くの人が集まる条件としてトイレ、電気確保は最低限必要であります。自治体と連携して、早期に対策・対応を進めていただきたい。	本県では、平成12年に発生した鳥取県西部地震への対応を踏まえた備蓄体制として、県と市町村で役割分担を行い、災害時には応援し合うことを前提とした「連携備蓄」の体制を整備し、折畳式簡易トイレも備蓄している。また、事業者団体や企業、他の自治体等との応援協定を締結し、物資等の調達体制を整備している。これらの対策により、予定外の施設が急遽避難所として活用される場合も含め対策を講じているが、より一層充実が図られるよう取り組んでいく。 指定避難所については、災害対策法や国の指針等でバリアフリー化や必要な施設整備が求められているため、引き続き避難所の良好な生活環境が確保できるよう、市町村に働きかけて参りたい。 なお、市町村立の小中学校については、断水でも使えるトイレ、据え置き式の自家発電設備(避難所指定校に限る)の整備に対する国庫補助制度があり、また、今年度新たに本県独自の支援制度(トイレの多目的化、洋式化等)を創設しているので、市町村に対して、これらの制度を活用するなどして避難所の機能向上に取り組まれるよう働きかけている。	・危機管理局(危機管理政策課) ・教育委員会(教育環境課)
(3) 経済的な理由で被災者子弟の就学の機会が奪われることのないよう、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充に向けて各自治体と連携した検討を進めていただきたい。	県内で大規模災害が起こったときには、市町村と情報交換等を行いながら必要な措置等を検討しており、鳥取県中部地震では、授業料の減免や奨学金の緊急採用・返還猶予を行うこととした。また、東日本大震災や熊本地震の際には、避難してきた方のために支度金制度を設けて生活再建の支援を行った。 大規模災害に係る修学支援については、今後も市町村と協力しながら必要な措置を行っていきたい。	・教育委員会(高等学校課、人権教育課)